

○伊東市幼児施設連絡調整協議会設置条例

昭和53年3月30日

伊東市条例第2号

(設置)

第1条 伊東市の公立幼稚園並びに公立保育所における幼児の教育及び保育の調整を図ることにより、幼児教育の振興を促進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の3第3項の規定に基づき、同法第138条の4第3項の規定により伊東市幼児施設連絡調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 幼児の教育及び保育に関する事項
- (2) 幼児施設の設置に関する事項
- (3) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 協議会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて任命された委員の任期は当該職にある期間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要な者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例（昭和22年伊東市条例第3号）に定めるその他法令及び条例の規定による委員の例による。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行後最初に行われる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず市長が招集する。